

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2020年6月29日
【会社名】	川田テクノロジーズ株式会社
【英訳名】	KAWADA TECHNOLOGIES, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川 田 忠 裕
【本店の所在の場所】	富山県南砺市苗島4610番地 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っていません。)
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	東京都北区滝野川一丁目3番11号
【電話番号】	03-3915-7722(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 渡 邊 敏
【縦覧に供する場所】	川田テクノロジーズ株式会社 東京本社 (東京都北区滝野川一丁目3番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2020年6月26日開催の第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2020年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金80円 総額472,993,040円
- ロ 効力発生日
2020年6月29日

第2号議案 監査等委員会設置会社移行のための定款一部変更の件

当社は、取締役の職務の執行に対する監督機能の強化および経営の意思決定の機動化によるコーポレートガバナンス体制の一層の充実を目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会設置会社へ移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
併せて、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、取締役会の決議をもって、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨の規定の新設を行い、その他、表現の一部修正および本変更に伴う条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役全員（7名）は第2号議案による定款変更の効力発生の時をもって任期満了となるため、川田忠裕、渡邊敏、川田琢哉、宮田謙作、山川隆久、高桑幸一の各氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、井藤晋介、高木繁雄、福地啓子の各氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を月額100万円以内（但し、使用人分給与は含みません。）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬額を月額500万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	43,988	2,485	-	(注)1	可決 (94.65%)
第2号議案 監査等委員会設置会社移行のための 定款一部変更の件	46,359	114	-	(注)2	可決 (99.75%)
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)6名選任の件					
川田忠裕	46,382	91	-	(注)3	可決 (99.80%)
渡邊敏	46,367	106	-		可決 (99.77%)
川田琢哉	46,381	92	-		可決 (99.80%)
宮田謙作	46,357	116	-		可決 (99.75%)
山川隆久	46,432	41	-		可決 (99.91%)
高桑幸一	46,451	22	-		可決 (99.95%)
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の 件					
井藤晋介	46,281	192	-	(注)3	可決 (99.59%)
高木繁雄	35,592	10,881	-		可決 (76.59%)
福地啓子	46,364	109	-		可決 (99.77%)
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)の報酬額改定の件	46,447	22	4	(注)3	可決 (99.94%)
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決 定の件	45,827	642	4	(注)3	可決 (98.61%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上